

広島市タバコ対策懇談会開催要綱

(開催)

第1条 本市では、令和2年4月1日に全面施行された改正健康増進法に基づき、望まない受動喫煙の防止に向けた取組を推進しているものの、「公衆喫煙所に人があふれ、その周辺に煙が広がる」、「屋外等で喫煙する人が増え、その周辺にぼい捨てされた吸い殻が多数散見される」といった問題が生じていることから、受動喫煙や吸い殻のぼい捨ての防止に向けた一層の対策を検討するため、有識者や関係団体などと幅広く意見交換を行うことを目的とした「広島市タバコ対策懇談会」（以下「懇談会」という。）を開催する。

(意見交換)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 受動喫煙や吸い殻のぼい捨ての現状把握及び課題整理に関すること。
- (2) 受動喫煙や吸い殻のぼい捨ての防止に向けた対策に関すること。
- (3) その他受動喫煙や吸い殻のぼい捨ての防止に関し必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 懇談会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が就任を依頼する。

- (1) 有識者
- (2) 関係団体又は関連企業に属する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(懇談会)

第4条 懇談会は、市長が必要と認めるときに開催する。

- 2 懇談会は、公開とする。ただし、市長が必要と認めるときは非公開とすることができる。
- 3 懇談会において、市長は、必要に応じて関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、健康福祉局保健部健康推進課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、健康福祉局保健医療担当局長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、懇談会としての役割を終えた日に、その効力を失う。